

## 西宮市後期高齢者医療健康診査事業実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市内の後期高齢者医療制度被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づく広域連合の健康診査と同一内容の健康診査を実施することで、被保険者の健康の保持増進に寄与するため、必要な事項を定める。

### (対 象 者)

第2条 健康診査を受診することができる者は、西宮市における兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を有する者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は当該健康診査の対象者から除外する。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者

(2) 病院又は診療所に六月以上継続して入院している者

(3) 法令等により、西宮市後期高齢者医療健康診査と同一内容の健康診査の受診を義務づけられている者

3. 健康診査の受診は、1人につき年1回を限度とする。ただし、西宮市(以下、「市」という)が実施する同一内容の健康診査及び総合健康診断とは同一年度に重複して受けることはできない。

### (健診場所)

第3条 市が診査の実施を委託した健診機関において実施する。

### (診査の種類)

第4条 診査の種類は、次の3つとする。

(1) 個別型診査・・・市が、診査の実施を委託した医療機関（以下、「委託医」という）において実施する（訪問による健康診査の実施が必要な者に対し、医師及び看護師等を派遣して行う健診を含む）。

(2) 施設型診査・・・市が、医療法に基づく医療機関で、曜日等を定め健診のみを行う施設において実施する。

(3) 巡回型診査・・・市が、地域の公民館、市民館等で健診機関が所持する健診を行う設備を持ったバスを用いて実施する。

(健診内容)

第5条 診査における検査項目は、健診対象者の全員が受ける基本的な健診（以下、「基本的な健診」という）と医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診（以下、「詳細な健診」という）の項目とする。なお、基本的な健診を満たしているものを後期高齢者健康診査とする。

- (1) 基本的な健診 質問項目、身体計測（身長、体重、BMI）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））、腎機能検査（血清クレアチニン、尿酸）、血糖検査（空腹時血糖及びHbA1c検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白、尿潜血）
- (2) 詳細な健診 心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値、白血球数、血小板数、MCV、MCH、MCHC）のうち、心電図検査と貧血検査については必須とし、眼底検査については、医師が必要と判断したものを実施

(受診対象者への通知及び受診方法)

第6条 受診対象者への通知及び受診は、次のとおりとする。

- ① 受診券の送付  
市は、受診対象者へ対し、あらかじめ西宮市健康診査受診券を送付する。
- ② 個別型診査の申込  
対象者は、受診券と被保険者証を委託医に提出して、診査を受けるものとする。
- ③ 施設型診査の申込  
対象者は、事前に電話予約を行い、受診時には受診券と被保険者証を健診機関に提出して、診査を受けるものとする。

(健診費用)

第7条 後期高齢者医療健康診査の自己負担金は無料とする。

(個別型診査並びに施設型診査の診査結果の総合判定及び通知)

第8条 委託医は、「健康診査記録票」「基本チェックリスト」で検査の記録と保管を行い、「健康診査結果のお知らせ」から総合判定を行い、受診者に対して結果説明を行うものとする。

(施設型診査の総合判定結果の提出)

第9条 健診機関は、総合判定結果の記載された「健康診査結果のお知らせ」など関係書類を一括して市へ提出する。

(秘密の保持)

第10条 診査記録票・結果票の取り扱いについては、特に留意し、秘密の保持に努めることとする。

(規定外事項)

第11条 この要綱に定めない事項については、市長がこれを定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。